

全国統一要求（抜粋）

1. 全ての公共工事現場で直接工事費分の単価支払いを実現
2. 碎石、砂利、砂、合材などの骨材運搬の収入も1日4万円以上に
3. 過積載復活させるな



発行所
全日本建設交運一般労働組合
東京都新宿区百人町 4-7-2
電話 03(3360)8021
毎月25日発行
1部 50円

トラック新法の運用巡り 国土交通省との懇談実施



自家用ダンプの適法性の周知を国土交通省へ求めました（9月10日東京・国会内）



協会内に自家用ダンプの使用について、適法性の周知を求めました。（8月21日東京・合材協会）

レクチャー

自家用ダンプの使用は適法 元請・荷主への周知求める

全国ダンプ

全国ダンプ部会は、9月10日に国土交通省とのレクチャーを実施。議題は「トラック新法・違法な白トラ利用の禁止」です。国土交通省は「自家用ダンプ（白ナンバー）の使用に対する見解は従来と同じく、使用実態に基づいて判断する（ケースバイケース）」と回答。部会は「自家用ダンプの適法性について、元請・業界団体へ周知して欲しい」と話しました。レクチャーは日本共産党堀川あきこ衆議院議員事務所の協力を得て実施しました。部会関係者の参加は、昆部会長、廣瀬事務局長、高橋幹事（東海）、埼玉南部支部三與木委員長、矢具野事務局長、国交労組・横内副委員長です。

全国ダンプ部会が9月10日に実施した国土交通省レクチャーのポイントは次の通りです。「トラック新法（違法な白トラ利用の禁止）」について、国土交通省は「貨物自動車運送事業法65条（荷主勧告制度）を用いて、無許可営業車の利用を抑制するものです」、「荷主へ立ち入り調査する権限がな

いので、トラックGメンに寄せられた情報を基にして是正指導を実施します」と回答しました。部会から「自家用ダンプ（白ナンバー）の使用に対する見解の確認」を求めると、「使用実態で判断する」という見解は変えていません。各運輸局・支局での判断となる」と国交

省は回答しました。続いて部会から「現状は、各地で警察の摘発が頻発している。各道路舗装会社で構成している合材協会は本省の見解を半ば悪用し、自家用の違法性を強調し、下請会社へ営業車の使用を強要している」、「今後は『違法な白トラ』の表現が独り歩きして自家用ダンプの配

全国ダンプ

合材協会へ要請行動 自家用排除をやめろ

日本アスファルト合材協会に「白ナンバーダンプによるアスファルト合材運搬の適法性の有無の件」の文書を配布。顧問弁護士が会員からの質問に対する回答でした。

その内容は「貨物自動車運送事業法（道路運送法）」を用いて自家用ダンプ（白ナンバー）の使用を判断し、「ダンプ規制法」や「労働者性の裁判判決・行政見解と判断」を無視しています。道路工事など元下との運搬の請負契約も「対価（単価）の支払いは全て運送行為・法違反」とし、自家用排除を導いています。全国部会は、8月21日に抗議要請を実施。「国交省・全ト協も自家用ダンプは全て違法と判断していない。修正を求める」と迫りました。専務理事は「自家用を使用したいと問い合わせる会員もいる。来月の会議で提供された資料配布を確認する」と回答。翌5日付の配布文書は要請に応える物ではありませんでした。

経済闘争が切り開いた 新たな到達点と可能性

東北ダンプ

車持ち労働者の雇用 大手ゼネコンと合意

東北ダンプ支部では、秋田県内の大型河川工事をめぐって大手ゼネコンとの交渉が続いていました。先日、両者が合意し、間もなく就労が始まります。

当初、元請は「緑ナンバー（営業車）ダンプを配車が条件」という要望を出しました。同支部では、自家用ダンプ（車持ち労働者）が就労することに問題はないと主張しました。そのうちに、元請から具体的な提案がありました。一つは、「運転手を下請会社社員として雇い、社会保険、雇用

保険に加入、健康診断は会社負担で就労する」などの条件です。二つは、「車両使用に関する覚書を交わして、ダンプを実質的に借り上げる」というものです。運転手の賃金とダンプ借り上げ料の合計は5万7千円（税別）です。これまでに各現場で合意書を交わして就労するのと条件は一緒です。

現在、トラック新法の成立などもあり、建設現場や道路舗装現場における自家用ダンプの就労が様々取りざたされています。建交の判断は、昭和42年に道路運送法がある

にも関わらず、政府と国会はわざわざダンプ規制法を成立させた経緯に照らして、自家用ダンプが車持ち労働者として就労することに何の問題もないと判断しています。

同時に、車持ち労働者が現場に就労する際、関係者が納得するような就労形態を模索することも大事だと思っています。元来、ダンプは必要な労働力であるにも関わらず、コストカットの為に代車制度が敷かれ、企業の外に置かれてきた存在です。ダンプの運転手として社員となり、待遇が満



毎年キャラバンで使用促進措置の徹底を求めています。（6月23日福島河川工事事務所）



昨年の辺野古基地新建設工事・死亡事故を被害者へ責任転嫁するな（8月26日沖縄防衛局）

たされることは労働者にとって不都合なことではありません。さらに、自家用ダンプが名義借りなどの違法行為に関わる危険性もなくなります。さらに大切なことは、建交労がスーパージェネコンから現場に至るまで元請各社と交渉する運動（使用促進闘争）を積み重ねてきたことです。まさしくダンプの経済闘争が切り開いた到達点です。しかし、この取り組みは一過性であり、雇用期間も長くはありません。運動には未知の問題が時々現れますが、様々な試行錯誤で乗り切ることも大事です。

沖縄防衛局へ要請行動 事故責任を転嫁するな

沖縄ダンプ支部は8月26日、森谷顧問、事務局5名、現場の仲間5名で沖縄県・沖縄県警本部・沖縄総合事務局運輸部・同開発建設部・建設業協会（要請書提出のみ）の5カ所に要請を行い、丁寧に説明・理解を求めました。

森谷顧問が『12条団体等』についての資料を参加者全員に配布し、要請の趣旨を正しく理解し、今後の活動に活かせるよう工夫しました。

東江議長は、公契約条例を『実行型』へ改定する必要性を訴えました。しかし、残念ながら『理念型』で実効性の確保に取り組むと例年と変わりのない回答でした。引き続き使用促進闘争と並行して理解を求めています。

翌日27日には、昨年に続き沖縄防衛局にも要請しました。名護市安和橋前の路上において、「辺野古新基地建設反対」の抗議活動の女性と警備員がダンプに巻き込まれた事故の件で、被害者でもある女性が重過失致死容疑で書類



大会会場でダンプの取り組みを力強く発言した瀧柳全国幹事（8月30日群馬県内）

建交労第27回定期大会 全国部会幹事が発言

「建交労第27回定期大会」（8月30日～31日）が群馬県安中市内で開催され、初日に瀧柳勝彦全国幹事（東北）が発言。概要は次の通りです。

最後に辺野古の現場で働く雇用労働者への適正な賃金の支払いを求めました。引き続き、県労連と共に事故の再発防止とダンプの労働条件改善を求めて要請行動を実施していきます。

「トラック新法の成立や警察の摘発が強まり、自家用ダンプの排除が各地で起こっている。日本アスファルト合材協会が7月に発信した文書（白ナンバーの違法性）を巡り、全国部会・合材委員会は抗議要請を実施したが協会は各プラントからは『自家用ダンプを使わないと仕事ができない』というクレームが殺到し、対応を迫られており、逆に知恵を借りたいと言われ、全ト協の通知を紹介した。今後は、建設残土の運搬や採石運搬の就労にも影響を与える。全国ダンプ部会としても早急に対処していき、そのためにも建交労の組織建設に力を入れていきたい。」と話しました。